

議案第 20 号

議決第 号

始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の件

始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正
する条例

始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年始良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。